

第3節 犯罪のないまちをつくる

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

近年、全国的に子どもを狙った犯罪や路上強盗などの凶悪犯罪が頻発するなど、治安の悪化が社会問題になってきています。また、住民のコミュニティ意識の希薄化や生活様式の多様化に伴い、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止機能が低下しています。

このような状況に対して、「地域の安全は地域が守る」との考えの下に、市、市民、警察、関係機関が一体となって地域の安全確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市においては、「城陽市防犯推進条例」に基づく防犯推進協議会を設置し、城陽警察署、防犯協会などと連携しながら、犯罪防止や市民意識の高揚に向けた取り組みを進めるとともに、啓発に努めています。

また、暴力団犯罪に対しては、暴力団対策法の施行により、犯罪の一扫に向けて、暴力団排除の機運が高まっており、本市においても「城陽市暴力追放推進協議会」を組織し、市、市民、企業、警察の連携による啓発活動などの取り組みを進めています。

しかしながら、全国的に見れば、未だに、凶悪な犯罪や暴力団がらみの犯罪が多発しているという現状があります。

これらの犯罪の発生は、地域の監視の目が行き届いていることを示すことによって抑制できることから、今後は、地域ぐるみの防犯活動の強化や必要な設備の整備など、さらなる防犯施策の充実が求められています。

一方、平成22年10月に制定した「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するため、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給など、警察などと連携した適切な支援に努めていますが、犯罪被害の多様化を背景として、それら支援策の充実も求められています。

■基本方針

○市、市民、企業、警察、関係機関が一体となって市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの自主的な防犯活動の推進などにより防犯体制を確立し、犯罪のない安心・安全なまちをめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
街頭犯罪件数	年間の街頭犯罪件数	件	554	209	0
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	67.6	97	100

■主な施策の展開

(1) 防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察などの関係機関および団体と連携を図りながら、中学校区、小学校区を中心とした市民活動によるパトロールなどの地域の防犯活動を推進します。また、広報などを通じて防犯意識の啓発を行い、家庭、地域、職場などにおける防犯意識の高揚に努めます。

暴力団対策の取り組みとして、市、市民、企業、警察が一体となって「城陽市暴力追放推進協議会」を組織して、暴力のない明るい社会をつくるための活動を展開します。

(2) 犯罪被害者等に対する支援

「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給など、警察等との連携を密にして、必要な支援を途切れることなく行います。

(3) 安全な都市環境づくり

犯罪が発生しにくいまちづくりに取り組むため、街路灯の照度アップを促進するとともに、市民に玄関灯などの点灯を呼びかけるなど、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。また、地域の実情を踏まえながら、交番の設置などを要望します。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 鍵の二重化、防犯ブザーの設置など自主的に防犯対策を行う。
- 家庭や地域において、防犯について話しあい、情報の共有化を図る。
- 隣近所で互いの子どもたちに気軽に声かけができるよう努める。

■PR施策

○「城陽市犯罪被害者等支援条例」の制定

平成22年10月1日に「城陽市犯罪被害者等支援条例」を制定・施行しました。この条例は、犯罪被害者等（被害者本人やその遺族など）が犯罪などにより受けた身体的・精神的被害から少しでも早く立ち直り再び社会生活に復帰できるよう、市が府や警察などの機関とも協力して支援していくことを定めたものです。

この条例に基づき、相談窓口や見舞金の支給制度を設け、「どこに相談したらよいか分からない」「今の負担を少しでも和らげたい」といった犯罪被害者等の悩み・不安に対する支援に努めています。



【条例の紹介パンフレット】